

ぎふ

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011
URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



ふセンターだより

2018年
No. 73

消費税増税と生活衛生営業

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)

瀧 多賀男



今年の日本は、地震、台風・豪雨等による大きな自然災害に襲われ、多くの尊い人命と財産を失いました。

ここに、亡くなられた方々に深い哀悼の意を表するとともに被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。

併せて、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。今後、巨大台風や豪雨による災害は、さらに頻度を増し、その被害規模もより深刻なものとなっていくのではないかと。また、地震はいつどこで起きても不思議ではなく、これらの災害に対する不安を感じざるを得ません。

さて、去る10月2日、第四次安倍改造内閣が発足しましたが、国内外には解決すべき課題が山積しているように思われます。経済政策に限って見れば、国際的にはトランプ米政権が保護主義を強めており、通商分野でどこまで国益を確保できるか注目すべき事項です。国内に目を向けますと2019年10月に予定される消費税増税については、とりわけ、生衛業者にとって営業売上に直結し、与える影響が大きい問題であります。国の調査によれば、「過去の消費税導入や税率上昇時の消費動向をみると、直前に駆け込み需要が生じ、その後は激しく消費が落ち込む傾向にある」との結果が出ています。また、生衛業者からも「現状、原材料の値上げ、人手不足による人件費の高騰などで経営が圧迫している上に、消費税増税による客離れで経営が悪化しないか」と危機感を口にされている方もおられます。消費税増税の負担緩和策として、軽減税率制度が導入されますが、この制度の実施は多くの事業者に関係し、各事業者の状況に応じた早めの準備が必要となり、中には、どう対応すればよいのかと悩んでおられる生衛業者の方もおられるかもしれません。何れにしても消費税増税につきましても、増税に向け景気腰折れを防ぐための需要変動対策が喫緊の課題であり、今後とも国の政策を注視していく必要があります。

こうした中、毎年11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」であり、各生衛組合においては、組織強化の推進について鋭意取り組んでおられることと存じますが、「生衛業は地域になくてはならない業種である」ことを、この推進活動を通じ、地域の皆様方に再認識していただくのにより機会ではないかと思えます。

また、現状、生衛業をとりまく状況は、非常に厳しいものがありますが、この難局を乗り越えていくためには、県内の生衛組合が一致結束し、地域での重要な役割を担って行くような仕組みづくりが必要であり、もって地域の活性化に繋げて行かねばならないと思っております。

当センターとしましては、今後とも、行政当局を始め各生衛組合、各関係機関の皆様方のお力添えをいただきながら生活衛生業界の発展に尽力して参る所存でありますので、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

岐阜県知事 古田 肇



平素は本県の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの経済情勢を見ますと、個人消費は回復しており、先行きについては、雇用、所得環境の改善が続くなかで、景気が緩やかに拡大していくことが期待されます。他方で、消費税増税を目前に、先行きを懸念される方も多いこととお察しいたします。

このようななか、組合の皆様方には、岐阜県生活衛生営業指導センターが実施する各種支援事業を大いに利用していただき、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただくとともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にも努めていただきますようお願い申し上げます。

さて、昨今、全ての食品事業者にはHACCPの導入を義務付ける食品衛生法の改正や受動喫煙の対策強化等、生活衛生営業を取り巻く環境は、近年、大きく変動しております。県といたしましても、法改正に適切に対応していくとともに、引き続き、監視指導体制の強化等を通して、公衆衛生及び食品安全の確保に努めて参ります。県民の安全・安心な生活の維持のためには、生活衛生営業に携わる皆様のご協力が欠かせないものであることから、引き続き温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また県では、現在、次期創生総合戦略の策定作業を進めており、県民一人ひとりの幸せと確かな暮らしのある岐阜県を目指して、取り組みを一段と深化させて参ります。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

県生活衛生課からのお知らせ

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要

改正の趣旨

○我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

*事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

秋の叙勲で「旭日双光章」

岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会理事
 公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター理事

大野 邦博 氏



永年にわたり社交飲食業界の中核にあり、組合組織の強化、公衆衛生の維持向上に尽力された、大野岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合理事長が、生活衛生に関する功績により秋の叙勲の荣誉に浴されました。

心より御祝賀申し上げます。

氏は、昭和61年、岐阜県社交飲食環境衛生同業組合の理事に就任以来、組合や全国連合会の中核の要職を務められ、32年にわたり役員として、組合組織の拡充、組合員の環境衛生水準の向上、経営の健全化、合理化等を推進されてきました。

永年にわたる御功績に敬意を表するとともに、今後とも益々の御健勝、御活躍をお祈り申し上げます。

平成30年度 生活衛生功労者の表彰 栄えある受賞おめでとうございます (敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃の御研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々の御健勝、御活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(4名)

理	容	各務原市	安田	豊	旅館ホテル	高山市	堀	泰則
飲	食	中津川市	林	秀尚	縮	商	岐阜市	佐々木 勇

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(3名)

中華飲食	高山市	鵜飼	昭市	喫茶飲食	関市	井藤日出男
料	理	関市	石田	俊二		



“Sマーク”は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。マークのある
理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety (安全)・Standard (安心)・Sanitation (清潔)の
 3つのSをお約束させていただきます。

選んで安心  マークのお店

詳しくは(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ

岐阜県生活衛生営業指導センターから

後継者育成支援事業を開催 ～体験学習(インテンシブ学習)～

この事業は、生衛業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、生徒・学生など若年者へ生衛業の魅力を伝え、理解を深め、もって次代を担う後継者育成に繋げていくことを目的に実施しています。本年度は、昨年度実施したクリーニング業と新たに、すし業を加え実施しました。岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合及び岐阜県鮨商生活衛生同業組合の協力を得て、去る6月に岐阜市立陽南中学校において、同校の「総合的な学習の時間」の体験学習(インテンシブ学習)の一環として、クリーニング業は17名、すし業は33名の計50名の参加生徒を対象に実施しました。

(クリーニング業)

前半は、組合講師から、クリーニング業の魅力・イメージPRビデオを見ながらクリーニング工程などの講義があり、その後、しみ抜きや10円玉をきれいにするなどの実験を行いました。後半では、講師・指導員から指導を受けながら生徒が実際にハンカチやワイシャツのアイロンがけを体験しました。



アイロンがけの実習

最後に、指導員によるハンカチ、ワイシャツ、コック帽のアイロンがけなどのデモンストレーションがありました。



講師によるデモンストレーション

生徒は、アイロンの取り扱い方やアイロンがけのコツを、体験しながら、熱心に実習に取り組んでいました。

アンケートでは「クリーニング師へのイメージに変化」について「凄く変わった」・「変わった」と全員が回答し、「クリーニング師の仕事内容の理解」についても、全員が「大変理解できた」・「理解できた」と回答しています。

(すし業)

前半は、組合講師から、すしの種類、すし職人の仕事・魅力などについての講義があり、その後、布巾・包丁の使い方から笹(バラ)切り、細工巻き、巻きずし、握り方(本手返し)などのデモンストレーションがありました。



講師によるデモンストレーション

後半は、生徒が実際に笹切り、かつば巻き・エビ握り・玉子握り・いなりずし、などを作る実体験をしました。生徒は、包丁の使い方、巻きずしのコツや握るコツなどを体験しながら、楽しく熱心に実習に取り組んでいました。

アンケートでは、「すし職人へのイメージに変化」について「凄く変わった」・「変わった」と回答した意見が多くあり、「すし職人の仕事内容の理解」についても、「大変理解できた」・「理解できた」と回答した意見が多くありました。



エビ握りの実習

この体験学習がクリーニング業、すし業に対する理解と関心を高める効果があったものと思われます。これを機会に、今後多くの若者たちが生衛業に一層興味を持ち、より多くの若者がこの業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するところです。

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導等に活躍していただいておりますが、本年度もこの方々を対象として、研修会を9月中旬に岐阜市内で開催したところ、53名の経営特別相談員の出席をいただきました。研修内容は、次のとおりです。

【働き方改革でどうなる?】

・収益力向上と最低賃金制度について

国が推進提唱する「働き方改革」、「収益力向上の取組みと最低賃金制度」について、岐阜県よろず支援拠点コーディネーター松下操氏からお話をいただきました。「働き方改革」については、「働き方改革関連法」を基に具体的な説明があり、労働環境の改善は企業だけでなく、いまや国全体にかかわる課題であり、生衛業者においても対応が求められていること、併せて、「収益力向上の取組みの必要性と課題」、「最低賃金制度」についての説明がありました。さらに、「働き方改革の助成金」、「人材確保に役立つ助成金」等の活用方法についての紹介がありました。雇用・労務関係の相談スペシャリストとしての経験に基づいた視点からの講演で、大変わかりやすくよく理解できたと好評でした。

【生活衛生営業の経営課題】

・少子高齢時代の生衛業

少子高齢時代の到来にあたり、人口構造の変化がもたらす環境変化への対応が様々な分野において求められています。今回、立命館大学准教授の小沢道紀氏を招き、変化が予測される社会環境の中で、小企業かつ家族的営業の多い生衛業者が経営を維持・発展し、生き残っていくための方策は何かという観点からお話をいただきました。具体的事例を交えた説明はわかりやすく、後継者・担い手・人材に苦慮している生衛業界において参考となる点が多く、今後の生衛業者の進むべき姿を示す講演ともなりました。



経営特別相談員研修会の様子

【生活衛生融資の活用】

・公庫融資の活用と衛経融資の推薦事務について

日本政策金融公庫岐阜支店長 美馬裕行氏から、生衛業者を対象とした振興事業貸付、生活衛生改善貸付

(衛経)の制度説明がありました。融資申込にあたっては、資金需要に応じて適切・有利な融資利用をしていただきたいとお話がありました。また、衛経融資については、借入申込にあたって、経営特別相談員が留意すべき点や審査の際のチェックポイント及び融資推薦書等の作成方法について詳細な説明がありました。

生衛業収益力向上セミナーの開催

中小零細事業者が多い生活衛生業においては、最低賃金の引き上げに対する対応、人手不足による人件費の上昇、原材料の高騰等の課題に対応していくため収益力(稼ぐ力)の向上が求められています。このため、当指導センターでは、これら課題の対応を進めることを目的に、10月下旬、高山市において「生営業収益力向上セミナー」を開催しました。

このセミナーには、岐阜県働き方改革推進支援センター(岐阜労働局)、岐阜県飲食生活衛生同業組合の協力のもと、特に、飲食関係事業者を対象として約50名の方の参加をいただきました。セミナーの内容は次のとおりです。



生衛業収益力向上セミナーの様子

【最低賃金制度・賃金引上げに向けた支援策について】

ひだ経営コンサルティング 丸山学氏から、最低賃金の制度説明があり、特に、自店での支給賃金と最低賃金の比較方法について詳細な説明がありました。また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策として、業務改善助成金があること、さらに、生産性向上の具体的事例についての説明がありました。

【商いは四位一体で決まる】

(有)高橋幸司の事務所取締役社長 高橋幸司氏から、生営業の収益力向上に向けて「商いは四位一体で決まる」と題して講演していただきました。氏は、商店、飲食店、サービス業などのコンサルティングをされています。また、店が繁盛し、収益力を向上するためには「販促力」「売場力」「商品力」「接客力」の四位(キーワード)が一体となる必要があると話されました。これを基に、コンサルティングをされた中で、成功した店の具体的な事例紹介がありました。氏の講演は、セミナーに参加された事業者にとって、参考になる点が多くあったように思います。

組合だより



理容組合

●訪問福祉理容の取組み

今年度、当組合では、厚労省の生活衛生関係営業対策事業補助金を活用して、訪問福祉理容の講習会を5地区において開催するとともに、利用者向けのリーフレット(利用方法、料金表、訪問福祉理容登録店等記載)を作成しました。

高齢者、疾病等により自宅療養、入院などの様々な事情で理容所にお越しいただけないお客様の所へ訪問させていただきます。男女を問わずお気軽にお問合せください。

<http://www.gifu-riyo.sakura.ne.jp> 岐阜県理容組合



げでの検討をされています。これは、人ごとではなく、岐阜県でも地域で1施設しか銭湯がない所があります。後継者の問題、商いとして面白いのか、経営は成り立つのか、許可や資産の問題など皆様の知恵をいただいて、銭湯を存続させることが大切になります。

去年は、利用客の創造を図るため、若年層の利用促進に向けた取組を行いました。本年は県の御理解を得て、毎年行っている『親子ふれあい入浴』に加え、その期間に岐阜県内の幼稚園・保育園でのお泊まり保育等で、銭湯を利用してもらうように御協力をいただきました。このような実績を積み、少しずつ銭湯ファンができることを期待しています。

今後は色々な方々と協力して、知恵を借り、地域と一体となり、地域住民の銭湯利用の機会を増やして行けるように努めて参ります。併せて是非、お子さんやお孫さんの手を引いて、銭湯へお越しください。

<http://1010gifu.com/>



公衆浴場業組合

●公衆浴場について

県内の公衆浴場(銭湯)は、減少し現在18施設となり、経営者の高齢化が進み、今後の銭湯の維持・存続が大きな問題となっています。生衛組合の中でも、公衆浴場業は異色で、料金は各都道府県の条例により定められ、物価統制令により最高価格が固定されています。このため、国は、施策として、公衆浴場が住民の日常生活に欠くことができない施設として、国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る措置を講ずる(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年制定)) こととしていますが、対応は地方公共団体でまちまちで、施策が厚い所あれば貧弱な地域もあります。例として、先の熊本や大阪の地震で、営業可能な銭湯は、地方公共団体と協力して、避難民や被災者、ボランティアの方々に無料で利用いただけるような事業を行った所もあります。この様に、今、銭湯ができること、求められることは、単に家庭風呂の延長線ではなく、健康増進や介護に福祉、災害対応まで多くのジャンルに及んでいます。

このような中、私どもは地域の公衆衛生に不可欠な銭湯を守らなければなりません。先般大阪の地震で、銭湯の煙突が倒れたとか、何件も廃業に追い込まれたと聞いており、現在、大阪府の組合では、再生に向けて組合拳



クリーニング業組合

●「クリーニング長期間放置品解消対策講習会」の開催

長年クリーニング店が抱える「放置品」対策としての「講習会」に併せて「収益力向上セミナー」を10月中旬、OKBふれあい会館で開催しました。「講習会」では、当組合前島副理事長から放置品を出さないための対策や対処法を学びました。「収益力向上セミナー」では、岐阜県働き方改革推進センターの鶴飼様から「最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策」についてのお話があり、クリーニング業者にとって参考になるセミナーとなりました。



クリーニング長期間放置品解消対策講習会の様子



飲食組合

●第九回岐阜県粉もん創作グランプリの開催

第九回目の県粉もん創作グランプリ(粉を使った料理のコンテスト)のファイナルラウンド(最終審査)が10月6日(土)、岐阜調理専門学校で開催されました。今回は、「岐阜県ならではの創作ピッツア」をテーマに281人の応募がありました。ファイナルラウンドに選出されたのは16人で、コンセプト、調理技術、盛り付け、味の4項目で評価されました。

グランプリには、岐阜高校1年、臼井悠月さんの「岐阜づくしパリパリ和風ピッツア」が選ばれました。組合では、ファイナルラウンドに進んだ数点の作品を、今後、組合加盟店で商品化し、販売ができるよう検討していきます。



粉もん創作グランプリの上位受賞者



社交飲食業組合

●「カクテルバー・ピンククローバー」の出店

毎年10月に岐阜市内で開催される「信長まつり」に、本年も当組合では「カクテルバー」を柳ヶ瀬本通りの「柳ぶら楽市」に出店しました。当日は、岐阜の県花「れんげ」の蜂蜜が入ったリキュールと長良川の天然ワインを組み合わせた組合オリジナルカクテルの「ピンククローバー」や組合員の作るスペシャルカクテルを実演販売しました。

また、柳ヶ瀬美人ママの「特性ホットドック」、「スパイシーソーセージ」等のおつまみも数種類準備し、昨年にも増して多くの来店があり、愛飲者からは、「来年も楽しみにしている」と心強いありがたい言葉をいただきました。



「カクテルバー・ピンククローバー」の出店

税務相談のご案内

当指導センターでは生活衛生営業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費増税等に関する相談も行います。

○開催時間:午後1時～午後4時 ○相談員:各地区の担当税理士

税務相談日程表

地区	相談日(平成31年)	会場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月27日(水)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会 岐阜北支部	058-263-2273	江尾 友宏
岐阜南	2月26日(火)	岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階 名古屋税理士会 岐阜南支部	058-274-0658	梅田 篤史
大垣	2月15日(金)	大垣市加賀野4丁目1番地7 ソフトピアジャパンセンタービル906 山中勝彦税理士事務所	0584-77-6870	山中 勝彦
関	2月18日(月)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会 関支部	0575-24-6093	西田 憲幸
多治見	2月15日(金)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会 多治見支部	0572-25-4444	竹山 時敏
中津川	2月15日(金)	中津川市昭和町1-1 ホツと保険ビル2階 屋敷育孝税理士事務所	0573-67-9511	屋敷 育孝
高山	2月18日(月)	高山市江名子町521-8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

岐阜労働局からのお知らせ

岐阜県最低賃金が改正されました

25円
UP

時間額

825円

改正発効日 平成30年10月1日

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

- 厚生労働省のホームページ
- 最低賃金に関する特設サイト
- 岐阜労働局のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>
<https://pc.saiteichingin.info/>
<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>

●お問い合わせ 岐阜労働局賃金室(058-245-8104)または所轄の労働基準監督署まで

「働き方改革」って何やればいいの？

自社の働き方改革の推進に取り組もうとする
事業主を支援します。

相談
無料

労働時間制度を
見直したい

勤務時間 残業
休憩 残業

生産性を上げ、
賃金を
上げたい

↑

労働者の
処遇を
改善したい

人材の確保・育成
を図りたい

こんなお悩みをお持ちの事業主のみならず
岐阜県働き方改革推進支援センターに
 お気軽にご相談ください。

STEP 1

まずは電話・メール・ご来館にて
ご相談ください

STEP 2

専門家を派遣しお手伝いいたします

電話 058-201-5832

ファックス 058-201-5833

E-mail info@task-work.com

ホームページ http://sien.task-work.com/

平成30年度 厚生労働省雇用労働局
 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
 岐阜県働き方改革推進支援センター 〒500-8553 岐阜県岐阜市南田町1丁目1番地 シンデレラビル
 実施機関：株式会社タスクワーク・Pru
※本誌に掲載されている情報は、掲載日現在のものであり、変更される場合があります。詳しくは各機関のホームページをご覧ください。

税務署からのお知らせ

消費税の
2019年(平成31年)10月1日
軽減税率制度
 が実施されます!

軽減税率
対策補助金
があります

事業者の皆様

準備はお済みですか？

- ✓ 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- ✓ レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

国税庁 軽減税率

軽減税率制度については「国税庁」のホームページをご覧ください
<https://www.nta.go.jp/>

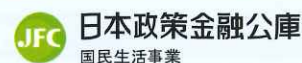
軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金については「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください
<http://kzt-hojo.jp/>

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。



日本政策金融公庫からのお知らせ



事業承継・集約・活性化支援資金のご案内

〈融資制度について〉

- POINT 1** 事業承継等に際して、株式や事業用資産を取得する方などが対象
- POINT 2** 多様化する事業承継に、幅広く対応
- POINT 3** 経営承継円滑化法の認定を受けた会社の、代表者個人への融資が可能

事業承継・集約・活性化支援資金の概要

ご利用 いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方^(注1) 2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方^(注2)）に限り、その代表者の方 4. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化・事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方）
融資限度額	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）
ご返済期間	設備資金： 20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金： 7年以内 （うち据置期間2年以内）
利率 ^(注3)	基準利率、特別利率A、特別利率B
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(注1) ご融資後おおむね5年以内に事業承継を実施することが見込まれる方

(注2) 産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の経営承継円滑化法第12条第1項第1号に該当する方を含みます。

(注3) お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでもご覧いただくことができます。

日本政策金融公庫 国民生活事業

- ◆岐阜支店 〒500-8844 岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟 Tel:058-263-2137
- ◆多治見支店 〒507-0033 多治見市本町2-70-5 東鉄ビル4F Tel:0572-22-6341

生活衛生同業組合活動推進月間について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年も各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

生衛法と生活衛生営業について

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法



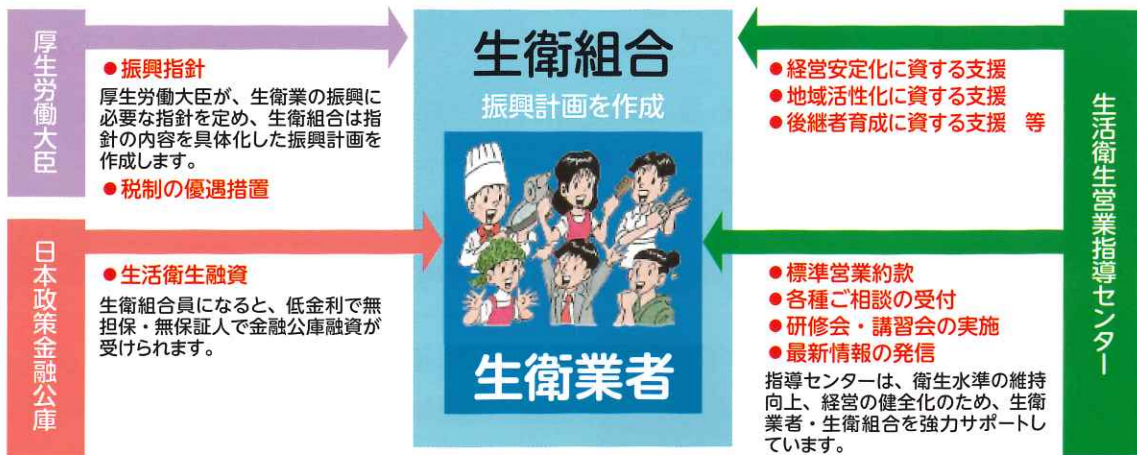
- 「生衛法」は、昭和32年に制定・施行され、平成29年に法施行60周年を迎えました。
- 「生衛法」は、生活衛生営業の振興・発展を支援し、また消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。
- 各生活衛生同業組合や各県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき設立されています。
- 生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。

※「生衛法」：「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の略称



生衛法は、私たち生衛業の振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です。国、指導センター、日本政策金融公庫は、生衛組合や生衛業の皆様を支援しています



生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、生衛業の振興や地域を守るため活動しています

- 交際費課税の損金算入制度の特例措置延長(消費の拡大で経済活性化)
- 消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- 受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- 民泊の条例規制上乗せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- 超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- 大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- 住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることになります。

生活衛生同業組合への加入について

- 「生活衛生同業組合」とは、法律（生衛法）に基づき、岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。
- 岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	篠田 元弘
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	瀧 多賀男
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	吉田 弘
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8841	岐阜市高野町2-1	058-262-2845 058-262-2845	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8828	岐阜市若宮町4-8 岐阜観光パーキングOH2F	058-262-7314 058-262-7314	大野 邦博
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	熊崎 金良
 岐阜県鮭商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

お店でのカラオケ・生演奏・BGMの 著作権手続きはお済みですか？

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用される
お店のご経営者の方は、JASRACへ
著作権の手続きが必要となりますので、
下記の支部までお気軽に
お問合せください。



著作権使用料の例

- カラオケ（客席面積33㎡まで）
月額 3,500円
- BGM（店舗面積500㎡まで）
年額 6,000円

※別途消費税相当額が加算されます

JASRAC

一般社団法人日本音楽著作権協会 中部支部
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-30
名古屋三井ビル本館13F
Tel.052-583-7590 Fax.052-583-7594

21世紀—— 観光岐阜の アミューズメントをリードする 岐阜観光グループ

- 飲食部門
レセプションバー **ムーランルージュ**
- パチンコ・スロット部門
パチンコスロット **OH Ichioku** OH一箇
スロット **Major OONO**
- パーキング部門
岐阜観光 **PAKING OH**
岐阜観光 **PAKING OH** 西柳ヶ瀬
PARKINGI PARKING
- サービス部門
G.K.K **ケロやんショップ**

GKK 岐阜観光株式会社

岐阜市若宮町4丁目8番地 TEL.(058)265-5416(代)

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、或いは経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考 最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円
●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置2年以内)
- 利率(年利) 設備：0.15%～
運転：1.01%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備資金、運転資金ともに1.11%
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
運転資金はありません
- 借入限度額 設備：4億円以内
- 返済期間 設備：13年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備：1.16%～
運転：貸付制度はありません
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL：058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL：058-263-2136) 多治見支店 (TEL：0572-22-6341)



(注) ●利率は、平成30年11月9日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。